

富津市議会新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

令和2年4月28日議員総会決定
令和2年5月14日議会運営委員会変更
令和2年6月2日議会運営委員会変更
令和2年7月29日議会運営委員会変更
令和3年10月29日議会運営委員会変更
令和4年2月10日議会運営委員会変更

富津市議会では、新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止のため次の策を講ずることとする。

1 本会議等について

- (1) 登庁前に検温し、熱又はせきがあるときは登庁しない。
- (2) 議場、委員会室等入室時の手指消毒をする。
- (3) マスク着用の徹底をする。
- (4) 換気措置を行う（議長、副議長等の選挙以外は議場等の出入口を開放する。）。
- (5) 議場の席は、従前に戻し、委員会室等の席は、適切な間隔をとる。
- (6) 会議の運営に当たって、可能な限り会議時間を短縮できるよう効率的な運営に努めるため、次に掲げることを行う。
 - ア 臨時会の付議事件にかかる議案は、招集日の数日前に配付する。
 - イ 会議において発言する場合は、事前に発言通告書の提出を徹底する。
 - ウ 質疑は同一議題について3回以内とすることを徹底する。
 - エ 口述の見直しをはじめ、発言は全て簡明に行う。
 - オ 文書配布により、執行部説明を短縮又は省略する。
 - (ア) 本会議の施政方針演説の短縮
 - (イ) 本会議の市長提出議案補足説明の省略
 - (ウ) 委員会の市長提出議案説明の省略
 - カ 対面での会議等は可能な限り短縮又は削減する。
- (7) 一般質問は、次のとおり行う。
 - ア 代表質問は、関連質問と答弁時間を含めて会派所属議員が5人以下は60分以内、6人以上は70分以内とする。
 - イ 個人質問は、答弁時間を含めて45分以内とする。
 - ウ 質問内容については、会派内で重複しないよう調整する。
- (8) 会議の定足数を満たさない場合を想定した対応をする。
- (9) 感染拡大により議会運営に支障があると判断するときは、議案等の審議を最優先するものとし、一般質問の中止等を含む会期日程の変更等により適切に対応する。

2 説明員について

本会議、委員会等における出席説明員は、関係部局等の職員のみとする。

3 その他

- (1) 本会議、委員会等での傍聴は、自粛を広報するとともに、本会議にお

ける定員を 1/3 の 22 人とする。

(2) 飲食するときは対面では行わず、必ず他人との距離をとる。

4 施行

この対策は、令和 2 年 4 月 28 日から施行し、必要に応じて見直すものとする。